

(別表1)「ブロック区分及び募集人員内訳」

ブロック	対象地域(都道府県)	募集人数
北海道	北海道	60人
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	74
関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県	193
北陸	新潟県、富山県、石川県	56
中部	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	91
近畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	115
中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	67
四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	54
九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	90
	計	800

(別表2)「モニターの遵守事項」

<p>1 「モニター心得」として次のことをお願いします。</p> <p>資格の除外事項に該当した場合は、14日以内に届け出ること。</p> <p>電子会議室上の記述を改ざんし、又は消去しないこと。</p> <p>電子会議室用の設備又は他のモニター若しくは第三者の設備の利用に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。</p> <p>自己のID及びこれに対応するパスワードを他のモニター又は第三者に通知しないこと。</p> <p>他のモニターのID及びこれに対応するパスワードを使用しないこと。</p> <p>上記～に違反したことにより他のモニター又は第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。</p> <p>他のモニターが上記～に違反したことにより損害を被った場合においては、当該モニターに対して直接その旨を通知するとともに、その結果紛争が生じた場合には、自己の責任と費用をもって処理解決すること。</p> <p>上記～に違反したことにより国に損害を与えた場合には、自己の責任と費用をもって損害を賠償すること。</p> <p>2 電子会議室に書き込んで서는ならない事項は次のとおり。</p> <p>電子会議室に、次に該当する記述がなされた場合は、電子会議室の管理運営担当者が、当該記述を削除することとします。</p> <p>営業活動又はその準備を目的とする記述。</p> <p>宗教に関する宣伝又は勧誘を目的とする記述。</p> <p>選挙の事前運動又は選挙運動を目的とする記述。</p> <p>他のモニター又は第三者を誹謗中傷し、又は脅迫する記述。</p> <p>他のモニター又は第三者の名誉を毀損し、又はそのプライバシーを侵害する記述。</p> <p>他のモニター又は第三者の権利を侵害する記述。</p> <p>公序良俗に反する記述。</p> <p>法令に違反する記述。</p> <p>その他電子会議室における意見交換を妨げることを目的とする記述。</p> <p>3 上記1又は2に違反した場合及びその他の事由によりモニターとして引き続き委嘱することが適当でない認められた場合は、委嘱を取り消されることがあります。</p>
--

(別表3)「各ブロック問い合わせ窓口」

ブロック	所在地等	窓口	電話	メールアドレス
北海道	札幌市中央区大通西10丁目札幌第2合同庁舎	北海道運輸局 総務部総務課	011-290-2711	hs-soumu@hkt.mlit.go.jp
東北	仙台市青葉区二日町9-15	東北地方整備局 広報広聴対策官室	022-225-2171	tohoku-netmonitor@thr.mlit.go.jp
関東	さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	関東地方整備局 総務部総務課	048-601-3151	kocho-kt@ktr.mlit.go.jp
北陸	新潟市白山浦1-425-2	北陸地方整備局 総務部総務課	025-266-1171	netmoniter@hrr.mlit.go.jp
中部	名古屋市中区三の丸2-5-1名古屋合同庁舎2号館	中部地方整備局 総務部総務課	052-953-8515	m-chubu@cbr.mlit.go.jp
近畿	大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館	近畿地方整備局 企画部企画課	06-6942-1141	monitor-kk@kkr.mlit.go.jp
中国	広島市中区上八丁堀6-30	中国地方整備局 総務部総務課	082-221-9231	chugoku-monitor@cgr.mlit.go.jp
四国	高松市福岡町4-26-32	四国地方整備局 総務部総務課	087-851-8061	shikoku_monitor@skr.mlit.go.jp
九州	福岡市博多区博多駅東2-10-7	九州地方整備局 総務部総務課	092-471-6331	kawano-k8911@qsr.mlit.go.jp